

津輕藩の僧侶・神官に対する刑罰

黒瀧 十二郎

はじめに

これまで、津輕藩の僧侶・神官が犯した犯罪とそれに対する刑罰についての研究はなく、わずかに筆者が『津輕藩の犯罪と刑罰』⁽¹⁾に於いて、僧侶の関刑として追院・退院・一宗構の判例を若干紹介したにすぎない。

本藩には、長崎奉行の判決記録としての「犯科帳」のようなものが現存しないので、刑罰の実態を詳細に知ることが困難である。そのため、藩政中期から記録を開始した「藩庁日記」⁽²⁾（市立弘前図書館蔵）の中から、判例及びそれに関連する記事を摘出して分析せざるを得ないが、全ての判例が記載されているとは限らず、また「日記」が記録される以前の藩政初期については不明という史料的限界がある。

本稿では、「日記」から摘出した判例等の記事をもとに、「凶事帳」⁽³⁾・「御用格」⁽⁴⁾（共に市立弘前図書館蔵）をも参照して、「日記」の不明確な部分をできるだけ補い、僧侶・神官の教団法（宗法・寺法・社法）違反と俗界法（国法）⁽⁵⁾にふれる犯罪に対して科された刑罰の実態を明らかにしようと試みたものである。ただし、「日記」記載の簡潔な判例から

は、犯罪内容が明らかでない場合が多く、出入筋（民事訴訟）と吟味筋（刑事訴訟）とを区別し難いものも多いので、敢えて区別せずに述べることにする。

註

(1) 北方新社 昭和五九年

(2) 寛文元年から記録されたもので、「江戸日記」と「国日記」の二種類あるが、本稿では後者を指すものとし、引用する場合は「日記」と表現する。

(3) 「凶事帳」は、寛政九年から明治二年まで寺社奉行配下の寺社方により六冊に留書きされたものである。うち三冊は「凶事帳」、他の三冊は「凶事御用留」とあるが、引用に際しては「凶事帳」と表現する。「日記」記載の判例等と「凶事帳」の関係については、篠村正雄氏「藩庁日記と凶事帳について」（弘前大学國史研究）第六四・六五合併号所収）を参照されたい。

(4) 「日記」の記事のうち公儀・規式・先例をジャンル別に書き抜き、まとめたものである。日記方が編纂にあたり、行政その他の便に供した。寛政四年以前二四冊（寛政本）、同三年一文政

七年二五冊、同八年一弘化四年二〇冊（残り四冊が国立史料館蔵）、嘉永元年一安政六年二五冊よりなる。内容は「日記」の記事とほぼ同一であるが、その性質上、一般に簡略化されている。「日記」に洩れている記事も見られ、特に寛政本にそれが著しく、寛政本が最も充実している。

(5) 平松義郎『近世刑事訴訟法の研究』（創文社 昭和三五年）三三七頁。津輕藩の教団法には主要例として、延宝九年正月二一日に出された「条々」（一三カ条一御定法古格下、寛政本の御用格巻八、御定法編年録に見える。共に市立弘前図書館蔵）が、俗界法には刑法として同図書館蔵の御刑罰御定（安永律）・御刑法牒（同じ名称で寛政律及び文化律）がある。

一 俗界法と教団法

津輕藩の俗界法と教団法が幕府法から如何なる影響を受けているか、また津輕藩に於いて俗界法・教団法の規定が、判例にどのように適用されているかを述べてみたい。

(1) 津輕藩の俗界法と幕府法・判例との関係

津輕藩の俗界法には、刑法として安永律（安永四年制定）・寛政律（寛政九年制定）・文化律（文化七年制定）がある。安永律には僧侶・神官に対する規定はないが、寛政律では項目「九六 僧尼之犯姦」の第一七〇条に「一僧尼犯姦候者平人姦淫之罪ニ一等を加へ還俗為致候事、

相姦候者平人姦淫之罪に行候事」の一カ条だけ見える。これは、明律「犯姦」の項第三九条「居喪及僧道犯姦」中の条文の読み下し文を利用したものと思われる⁽²⁾。

文化律は項目が一四八からなるが、その中で幕府の御定書を採用したところは「御定書」とし、それを参考にしたところは「御定書斟酌」とし、両者の合計が一四〇カ条程になり、御定書の影響が著しい⁽³⁾。文化律の中で、僧侶・神官に関する規定が含まれている項目を列挙し、御定書の項目と比較してみると次のようになる。

○文化律「三八 田畑質入年賦引當小作取捌之事」

御定書「三十一 質地小作取捌之事」

○文化律「四八 家賃金銭滞日限定之事」

御定書「三十六 家賃并船床髪結床書入證文取捌之事」

○文化律「一〇九 僧侶人を殺候節并疵付候節御仕置之事」

御定書「七十一 人殺并疵附等御仕置之事」

○文化律「一一九 訴訟御仕置之事」

御定書「四 無取上願再訴并筋違願之事」

○文化律「一二五 女犯之僧御仕置之事」

御定書「五十一 女犯之僧御仕置之事」

○文化律「一四五 変死之者内證ニテ葬候寺院御仕置之事」

御定書「五十四 變死之ものを内證にて葬候寺院御仕置之事」

○文化律「一四八 御刑法仕方之事」

御定書「百三 御仕置仕形之事」

隣藩の盛岡藩文化律（文化六年制定）⁽⁶⁾に見える僧侶・神官に関する項

目は、右に列挙した津輕藩の項目とはほぼ対応するが、盛岡藩の方が項目の中の条文規定の表現が、津輕藩のそれよりも幕府の御定書に類似している。南に隣接する秋田藩には刑罰式が残っているが、これは刑罰に関する諸手続・方法等を記録したもので、いわゆる刑罰規定でないため同じ基準で比較することができない。

次に津輕藩の寛政律・文化律に見える僧侶・神官を対象とする条文規定が、判例にどのように適用されているかを検討すると、一例ではあるが左のようなものがある。

○寛政律、項目「九六、僧尼の犯姦」の第一七〇条、

一僧尼犯姦候者平人姦淫之罪ニ一等を加へ還俗為致候事、相姦候者平人姦淫之罪に行候事、

○文化律、項目「一二五、女犯之僧御仕置之事」中の条文に、

御定書斟酌

一夫無之女ト不義之所化僧之類 一日晒ノ上本寺触頭江相渡寺

法之通可為致事、

寛政之御例

一僧ト密通不義之女ハ平人姦通之刑ヲ以御仕置之事、

判例との関連で左の項目とその中に見える条文を指摘しておく。

○文化律、「一二四、密通御仕置之事、

寛政之御例

一夫無之女ト致不義候者

男女共 蔽九(下略)

○判例……「日記」天保六年七月六日の条によれば、蟹田町の浄土宗 惠念寺先住の教淳に勘当されていた弟子の慶淳が、弘前城下の紺屋町で

綿屋を営む富蔵のところへ正月以来たびたび訪れては酒を飲み、富蔵の母とねと懇となって姦通し、鞭刑一二鞭の執行後還俗と申渡された。慶淳は勘当されているため、右の寛政律・文化律の項目や条文を参照しての申渡しとなったものであろう。一方、とねの鞭刑九鞭は、文化律の項目一二四中の条文を適用したもので、未亡人であったと推定される。

また僧侶・神官が喧嘩・博奕・窃盗等の犯罪を犯した場合、安永律・寛政律・文化律に彼等を対象とする条文規定がなくとも、如何なる判例が見られるかを検討すると、数は少ないが次のようなものがある。

○判例……「日記」宝永三年六月二三日の条(関連記事、同年五月一

九日・六月三日の条)——弘前城下の禰宜町の善八こと神

官の伊豫太夫は日常の行動が悪く、蔵主町の弾右衛門のところ博奕を打ったことが発覚し、自宅謹慎をさせたが守らず、入牢の後弘前追放。

○判例……「日記」享保一七年四月一日の条(関連記事、同年三月一

日の条)——修験寺院大行院の弟子正覺が盗みを働き弘前

五里四方追放。

○判例……「日記」寛延元年一月三日の条——修験の宝教が賀田村

の久太郎家へ盗みに入り、弘前・賀田村より五里四方追放。

○判例……「日記」天明二年二月一三日の条——最勝院支配の大善院

が八幡宮下社家工藤豊後の娘と免と相对死未遂が後に発覚し、脱衣・弘

前より五里四方追放・大場御構。⁽⁸⁾

○判例……「日記」寛政九年一月二三日・二九日の条——浄土宗貞

昌寺末寺の西光寺で博奕を打った天台宗報恩寺塔頭の観明院が退院、同類の西光寺は退院、浄土宗誓願寺末寺の専求院の弟子祐弁は一宗構。

○判例……「日記」寛政二二年閏四月三日の条——日蓮宗受源院が博奕の宿を提供し退院。

○判例……「日記」文化二一年二月一六日の条——道心者の向蓮が博奕を打ち、脱衣・鞭刑三鞭。これは文化律が施行されている時期の判例ではあるが、寛政律の項目「八一、博奕」の第一四七条、「一博奕致候者鞭三、其時之金銀ハ没収可致事（下略）」とあり、むしろ寛政律の適用である。文化律の施行期でも寛政律の適用は、農民・町人等の判例にも多数見られ、その理由は今後の検討課題の一つである。⁽⁹⁾

○判例……「日記」天保六年二月十六日の条——弘前八幡宮下社家の小野弥門が、他領の三之助と和三太を宿泊させた。三之助は最勝院門前の権三郎の家から玄米三俵と白米二俵のほかに粟や味噌等を盗み、弥門はそのうち玄米一俵を売って得た代金を自分の懐に入れ、鞭刑三鞭。右については、文化律、項目「六九、盗人之宿致候者御仕置之事」の条文が次のように見える。

「寛政之御例

一 追剥強盗之宿致候者

本人同罪

寛政之御例

一 盜賊之宿致候者

本人同罪

但財物ヲ配分不致候得ハ一等輕ク可申付事、

○右兩ヶ条御定書ニ悪党者乍存宿致盜物賣拂遣、又ハ質ニ遣配分取候者死罪、悪党者と乍存宿致又ハ五七日ツ、滯留為致候者重追放、但悪党者磔ニ被行候ハ、宿致候者死罪と御座候、安永ニハ盜賊と乍存宿致盜物等取扱候者鞭刑追放、巧ニ重キ

ハ斬罪ト御座候、然ハ御定書ニ悪党者の宿ト計御座候而輕キ

盜賊之宿致候者御片付之儀相分り不申、御片付方区々相成可申奉存候ニ付、寛政之御沙汰本人同罪ニ而可然奉存候、

三之助と和三太は他領者のため、如何に処理されたか「日記」に記載されておらず不明である。従って小野弥門は、右の条文を参照しての申渡しかと推定されるがはっきりしない。

○判例……「日記」天保一四年二月九日の条——曹洞宗盛雲院の隠居、海中の弟子である儀道が、津輕家の菩提寺で曹洞宗僧録所の長勝寺より位牌を隠し取って斬罪。これは僧侶にあるまじき行為として嚴罰に処されたものと思われる。

○判例……「日記」弘化三年二月一六日の条——最勝院支配守山宮神主の山田藏人が、百沢寺の屋根を葺いてある銅板数百枚を剥ぎ取って弘前城下茂森町の金次郎に売ったことが発覚し蟄居。

○判例……「日記」嘉永元年一〇月三〇日の条——神明宮下社家日向の子佐々木守衛が、酒に酔って口論し、三ツ森村の長吉に傷を負わせたことにより、三里四方追放。

○判例……「日記」嘉永七年八月二六日の条——広須村の社人工藤播磨の伴隠岐と吹畑村の社人和田老岐の伴民部は、芦沼村の弥兵衛が馬に乗ってやって来たので、下馬するよう声をかけたが聞き入れず、そのまま二人の前を通過しようとしたので、弥兵衛を撲って傷を負わせた。隠岐と民部は五里四方追放。

僧侶・神官は社会を教化する立場にあって、刑罰は農民・町人より一般的に重いことになっているが、それは、二一 司法制度についての項、

三 刑罰の種類とその実態の項で述べることにした。

以上のことから、僧侶・神官に対する刑罰も、寛政律・文化律の適用と慣習・先例による申渡しの二本立であったことがわかる。

(2) 津軽藩の教団法と幕府法・判例との関係

津軽藩の教団法には、領内の神社統制のために体系的なものとして、延宝九年正月二日に出された「条々」一三カ条がある。⁽¹⁰⁾その他に、個別なものとして、津軽家の菩提寺曹洞宗長勝寺へ宛てた「禪宗法度之条々」(寛永一年三月二日)五カ条と「条々」(寛文二年二月一日)五カ条が見られる。⁽¹¹⁾「日記」寛政六年十二月三日の条には「禄役定法之掟」と見え、内容は不明であるが曹洞宗寺院に対する規定と思われるものもある。判例中に「宗法云々」と見えるので、各宗派に宗法としての教団法があったものと思われる。

幕府では寛文五年七月、「諸社禰宜神主法度」五カ条と「諸宗寺院法度」九カ条を出しているが、津軽藩の延宝九年の一三カ条にはこれらに類似した条文規定はなく、幕府の教団法の直接の影響は見られない。しかし、一三カ条の中に、それに準拠するようという左のような二カ条がある。

一 神社寺院

公儀御定之御條目之通守之、面々之勤行家々之学問無懈怠可令執

行之事、(中略)

一 企徒党令諍論争

公儀御定之通弥堅可相守事、

さらに津軽藩は天明二年一〇月、幕府法の「諸社禰宜神主法度」五カ条を示し、その後が続いて次のように見える。⁽¹⁴⁾

右之通寛文五年被仰出候所、近年於諸国古來之社例を乱し、御条目之御趣意不相弁輩有之、吉田家之許容を不受社禮など、稱し呼名装束等着、其上神職ニ無之村持之社或村長官座諸座など、稱し、神事祭禮營之族茂有之候由ニ付、向後御条目之趣急度相守忘却不致様可被相心得候、

天明二年十月

(ママ)
右二ヶ条從公儀被仰出之、

これらのことから、津軽藩では藩独自の教団法があるにもかかわらず、幕府の教団法に準拠していたことが知られるのである。

右にあげた教団法には刑罰規定は見られないが、具体的に津軽藩の判例と教団法との関係を検討してみたい。

○幕府の教団法「諸社禰宜神主法度」(寛文五年七月、五カ条)

一 諸社之禰宜神主等、專學神祇道、所其敬之神体、称可存知之、

有來神事祭禮可勤之、向後於令怠慢者、可取放神職事、

○藩の教団法「条々」(延宝九年正月二日、一三カ条)

一 神社寺院

公儀御定之御條目之通守之、面々之勤行家々之学問無懈怠可令執

行之事、

○判例……「日記」文化五年八月二一日の条、

一 於寺社奉行宅申渡之覺

小野若狹

其方儀近年病身ニ罷成、社職不行届之處より色々不締之筋茂有之趣相聞得、其上社司相應之御給禄被下置八幡宮神主被仰付置候之處、自分續方之儀ニ付度々御取扱之儀申出甚不埒之至ニ候、必竟常々心懸不嗜社職緩怠故ニ有之候間、急度可被仰付候得共、旧來八幡宮社司之儀ニ付、以御憐愍社職御取扱蟄居被仰付、倅弥門江八幡宮神主被仰付之、

右によれば、小野若狹に對し幕府と藩の教団法を参照しての申渡しと思われる。

○藩の教団法「条々」(寛文二年二月一日、五カ条)

一 法儀并平生之会不可及乱酒高聲放逸之事、

○判例……「御用格」從寛政三年至文政七年 卷一一 凶事 文化六年二月二六日、

一 京徳寺儀常々行状不宜、寺務怠慢其上度々酒狂破戒之儀も相聞得不届至極之者ニ候、依之急度可被仰付候得共、格段之以御憐愍脱衣之上大場御構三里四方追放被仰付候、

曹洞宗京徳寺は長勝寺末寺筆頭であり、長勝寺に宛てた禅宗の教団法の一カ条が適用されたものである。

○藩の教団法「条々」(延宝九年正月二一日、一三カ条)

一 神社寺院火之用心堅可申付、大風之時分ハ切々巡見可申付事、

○判例……「日記」文政元年五月二四日の条、
(月番の寺社奉行)
一 於楠美荘司宅申渡之覺

貞昌寺

其方儀先年火災之節古記録焼失、其後元帳取調不申配下之出入不

分之趣不締之至候、(ママ)折度配下取扱不行届之儀有之ニ付、急度可被仰付候得共、格段之以御憐愍禁足被仰付之、(傍註筆者)

浄土宗貞昌寺の先年の火災とは文化七年の火災のこと、その後伽藍の復興はならず飯屋のままであった。⁽¹⁶⁾また寺の管理も悪かったようであり、右の教団法が参照されていたの申渡しと思われる。

○幕府の教団法「諸宗寺院法度」(寛文五年七月、九カ条)

一本末之規式不可乱之、縦雖為本寺、對末寺不可有理不盡之沙汰事、

○判例……「日記」天保一二年閏正月三日の条、
(月番の寺社奉行)
一 於戸田清左衛門宅申渡之覺

耕春院

其方儀三ヶ寺筆頭之儀ニ付、外二寺院規範ニ茂可相成之處、無其儀常々行状不宜、其上奸智を取巧却而山中動揺為致僧侶不似合之致方不届至極ニ付、急度可被仰付候得共、格段御沙汰を以隠居之上法類江御預他出差留被仰付之、(傍註筆者)

曹洞宗耕春院は長勝寺構の中では長勝寺に次ぐ寺格で、支配下には常源寺等一二カ寺がある。⁽¹⁷⁾「外二寺院」はどの寺のことか不明であるが、耕春院が末寺に對して筆頭寺院の僧侶としてふさわしくない行為により、右の幕府の教団法が参照されていたの申渡しとなつたのであろう。

次に幕府には、寺社奉行所のいわば特別刑法典としての「寺社方御仕置例書」がある。それより以前に「寺社方例書」という先例集があつたが、宝暦一〇年六月老中が寺社奉行よりの御仕置伺にこれを引用して擬律することを認め、以来御定書同前のものとされた。その後、写本が奉行の間に伝えられていたが、明和七年閏六月に定本が作成され、寺社奉

行に一冊ずつ渡されたものがこれで二五カ条から成っている。⁽¹⁸⁾

この「寺社方御仕置例書」は、津輕藩には「寺社御仕置御定書」と題名がつく写本があり、「文政元寅年五月 於江府官舎寫之 長谷川建中」と奥書が見える。「寺社方御仕置例書」⁽²⁰⁾と比較すると、津輕藩のものは目録がついていることと、各条文規定の上に……年極・従前之例などの註記があるのを除けば、部分的に多少異なるところはあがるが、ほとんど同じであるといつてよい。ただし、筆写に際しての文字の誤りや脱漏と思われるところが散見する。津輕藩に於いて文政元年の写本が存在することは、文政元年以降の判例を検討することによって、実際に適用されていることが知られる。また文政元年以前の判例にも幕府の例書が適用されているので、残ってはいないが、他の写本もあつたのではないかと思われる。

具体的に判例を検討すると左のようになる。

○例書「一 本寺違背之者御仕置之事」の中、

一 法式相背、本山之申付度々致違背、

一 剩他宗之衣鉢に改候もの

○判例……「日記」享保九年一月三日の条、

一 今晚寺社奉行嶋村段右衛門於宅申渡之覺

遠嶋

百沢寺

國上寺

久渡寺

右三ヶ寺儀代々最勝院末寺ニ被仰付候処、企非儀上を蔑本寺を致違背候ニ付、急度可被處敵科候得共、多年御祈禱相勤候故、以御

憐愍奪衣^(脱)一等を被救他國江追放被仰付、江戸上方御屋敷江茂致徘徊間敷候、三ヶ寺弟子之分茂右之通間左様可被相心得候、

申渡 嶋村段右衛門

御目付 浅利 七十郎

(傍註筆者)

真言宗智山派の百沢寺・國上寺・久渡寺は、最勝院・橋雲寺と共に津輕藩の真言五山と称せられている。判例によれば、僧録所の最勝院へ、如何なる内容か不明であるが、非儀を企て、本末関係にも違反し、他領へ追放となつた。例書では遠嶋とあるが、津輕藩には流刑地としての島がないので、他領へ追放したものであろう。ただし、この判例は幕府の例書が定本として作成される以前の時期にあたるので、例書の土台となつた先例集「寺社方例書」を参考としたものか不明である。

○例書「一八 境内并境内^(外)ニ而木を伐候もの御仕置之事」

一 境内并支配之除地ニ而大木を隠し伐致候もの、 追院

○判例……「日記」文化二年五月三日の条、

一 於寺社奉行宅申渡之覺

獨狐村

感應寺

其方儀先頃境内之松教拾本伐取候之趣相聞得御詮議之処、寺修復入用に付内々ニ而伐取候旨申出(中略)先年受源院住職之御轉^(轉カ)爰之宿致退院被仰付候得共、其後格段之以御憐愍在寺住職御免被仰付候間、諸事清潔ニ相慎可申處、無其儀納所女房たり共清僧之寺中江夜分差連寺内不締之処方御取扱相成、其上境内之松木申立も

無之我儘伐取、御制禁を狂し重々不届至極ニに付弘前御構追院被

仰付之、(傍註筆者)

○判例……「日記」嘉永元年二月一九日の条、

一日照田社司奥口外母儀、持宮飛龍宮并薬師堂境内より杉過分伐荒有之儀に付段々吟味之処、委細申出有之、然者右御締向之儀者前々嚴重被仰付茂有之処、兩社為修覆伐取被仰付候木品々儀者賣拂費用致、修覆手段無之逆而右躰不少隠伐致候段不埒ニ候得共、格段之御沙汰を以取木者不殘御取上社職慎申付之、

前者の判例は、日蓮宗感應寺が寺の修理のために境内の松を数十本も無許可で伐採した。また僧侶として日常の行動も悪く、右の例書を適用して弘前御構・追院となつたのである。

後者は日照田村飛龍宮の神主奥口外母が、社殿修理と称して境内の杉を無許可で伐採(本数は不明)の後、売却が発覚して右の例書を参照し慎となつたものと思われる。

以上、幕府・藩の教団法を参照して申渡したいくつかの判例をあげたにすぎないが、その外にも幕府の教団法を参照したと思われるものが多数見られる。次に注意すべきは大多数の判例は、幕府・藩の教団法の条文規定になく、僧侶・神官にあるまじき様々な行為(犯罪内容が具体的にわからない場合もある)により、藩独自の慣習・先例等による申渡しとなつてゐることである。したがつて幕府・藩の教団法を参照しての申渡しと、藩の慣習・先例を参照しての申渡しの二本立であつた。後者については、三 刑罰の種類とその実態の項で述べることにした。

註

(1) 蝦名庸一「弘前藩御刑法牒(寛政律)」(「弘前大学國史研究」第一五・一六合併号所収)。以後の引用も同じである。

(2) 『藩法史料集成』(中沢巷一監修 京都大学日本法史研究会編 創文社 昭和五五年) 解題一〇頁

(3) 『弘前市史』(藩政編 弘前市史編纂委員会編 昭和三八年) 二八一頁

(4) 「要記秘鑑」第三一―文化御改御刑法定例―(市立弘前図書館蔵)を底本とし、「青森県刑法・警察史(文化律)」(同図書館蔵)を参照して引用した。以後の引用も同じである。

(5) 『徳川禁令考』(創文社 昭和三六年) 別巻所収

(6) 『藩法史料集成』所収。註(2) 参照

(7) 秋田県立図書館蔵

(8) 大場御構とは立入禁止のことである。天明期では大場はどこを示すのかはっきりしないが、寛政律には大場として、「四浦 五浦 木作 飯詰 板屋野木 浅虫 黒石」と見える。四浦は青森・十三・鯉ヶ沢・深浦の四港の総称。五浦は今別・蟹田の二港と、港ではないが大間越・碓ヶ関・野内の三つの口留番所を加え五浦と総称したと思われる。文化律では追加されて金木・五所川原・油川・浪岡・藤崎が入っている。

(9) 拙稿「後期刑政の展開」『津軽藩の基礎的研究』(長谷川成一編 国書刊行会 昭和五十九年V所収)

(10) 「御用格」(寛政本) 卷八 被仰出之部

(11) 「日記」安永三年正月二七日の条

(12) 『徳川禁止考』第二五四五号 前集第五 六頁

(13) 同 右 第二五七四号 前集第五 二〇頁

(14) 註(10)。「日記」天明二年二月三日の条にも同様の記事がある。但し最後が、「寅十月右之通可被相触候以上」とあり、異なっている。

(15) 「日記」に見えない。

(16) 平凡社『青森県の地名』四八五頁。角川書店『角川日本地名大辞典2』—青森県—一六〇六頁

(17) 『津軽史事典』(弘前大学国史研究会編 名著出版 昭和五二年) 二七四頁

(18) 『徳川禁令考』別巻解題

(19) 市立弘前図書館蔵。この他に国立史料館・八木橋文庫にも写本(共に年代不明)が一本ずつ蔵されている。

(20) 『徳川禁令考』別巻所収。以後引用に際しては例書と表現する。

二 司法制度について

津軽藩の司法制度の概略については筆者がすでに発表してあるが、僧侶・神官に対するそれについてはほとんど不明であるといわざるを得ず、断片的ではあるが述べてみたい。

(1)喧嘩・博奕・窃盜等の犯罪を犯した場合

最初に取調べについてであるが、文化二年以前では牢屋で行われていた。⁽²⁾それは前章(1)で述べた宝永三年六月二三日・享保一七年四月一日・寛延元年一月三日の条の判例に入牢と記されていることから知られる。

ただし、天明二年二月一日・寛政九年一月二三日と二九日・寛政二年閏四月三日の条の判例には記載がないので、入牢かどうかは不明。

文化二年一月に、牢屋敷の一郭に揚屋が設置されてからは、ここには軽い容疑者や犯罪者及び武士階級を収容した。⁽³⁾僧侶の儀道が斬罪(天保一四年二月九日の条)となった重い刑罰の判例では入牢であるが、天保六年二月一日・同年七月六日・弘化三年二月一日の条の判例では揚屋へ入れられている。ただし、文化一一年二月一日の条の判例では入牢か揚屋入りか不明。嘉永元年一月三日・同七年八月二六日の条の判例では他出差留と見える。

右に指摘した数少ない判例からは断定しかねるが、文化二年揚屋設置後は、僧侶・神官は原則として揚屋へ収容して取調べが行われたのではないかと思われる。

僧侶が揚屋入りの際、脱衣等の取り扱い方について「日記」安政四年二月二五日の条に左のように見える。

一最勝院申出候、別紙御渡ニ付吟味仕候處、最勝院申出ニ者、斎藤小四郎二男拙僧弟子歛果儀、御衾儀之筋御坐候而町同心手を以召捕揚屋入被仰付候ニ付、宗法之通脱衣之上町同心手江相渡候間、同僧寺号西福坊被召上度旨、然者同僧儀御衾儀之筋有之揚屋入被仰付候得共、吟味詰之處ニ而子細無之候得者、申出御聞届之上揚

屋出ニ相成候哉難計宗法者私共ニ而相分不申候得共、入牢与違揚屋入ニ而罪状茂不究候得者、脱衣之上寺号取放迄ニ至り申間敷哉ニ奉存候、(中略)元來揚屋入之儀者吟味詰候處ニ而子細無之候得者、御家中者如元勤務仕、出家社人者寺職社職共ニ無構部ニ而、勿論繩打候ニ茂雜人とハ違ひ候儀ニ御坐候、然るを真言ニ限宗法ニ候とて、吟味茂相濟不申一旦揚屋入之趣を以脱衣之上寺号迄茂取放候儀ニ而者、若吟味詰子細無之とも脱衣之上者還俗之身分与相成候ニ付、御片付ニ至り外宗旨与片落之御沙汰ニ茂相当旁穩ニ無御坐、宗旨ニ拘らず御締向者一体之儀与奉存候間、此度揚屋入被仰付候飲果儀茂(中略)揚屋前江衣持込、御用之節者着せ候様被仰付候様、尤退院脱衣等之儀者、追々吟味之上罪状輕重ニ寄、御沙汰被仰付、子細無之候得者、揚屋出之上最勝院江御引渡被仰付候儀ニ御坐候間、右之趣共寺社役御呼出御談之上、別紙者御返被仰付候様三奉行申出之通申付之、

右の史料によれば、最勝院の弟子飲果(「日記」安政四年三月二六日の条に、容疑が晴れて再び百沢寺庵西福坊住職に復帰と見える)が揚屋入りを命ぜられた。真言宗寺院の宗法では、脱衣・寺号取放ちとなるが、入牢と異なり揚屋入りで取調べの結果、容疑なしとなればどうなるのか。武士・他宗の僧侶・神官は容疑が晴れた場合元通り復帰出来るが、真言宗の僧侶だけはいったん脱衣・寺号取放ちとなれば、還俗の身分であるから復帰出来ないというのをおかしい。飲果に対しては、揚屋の中では僧衣を剥ぎ、用事があって外出する時は僧衣を着せていただきたい。取調べの結果容疑なしと決定すれば、彼を最勝院へ引き渡してほしいと

願い出て許されている。飲果自身としては容疑は全くないという確信のもとに、このような願いが出されたものと推定される。

右のことから、牢屋と揚屋の機能の違いが知られ、僧侶・神官が揚屋入りで取調べを受けても容疑が晴れると、元通り復帰出来るよう脱衣等については慎重に扱われるようになったことが知られるのである。

次に刑罰の決定に際しては、寛政律・文化律の適用と慣習・先例を参照していることは前章(1)で述べた。

第三に申渡し(判決)の役人と申渡し場所については、前章(1)の一三の判例中、申渡人のみ不明か、申渡人・申渡場所の両方不明の合計三つの判例を除き、一〇の判例のうち徒目付の申渡ししが七判例に見られる。ただし、申渡場所は、一〇判例から拾うと評定所・牢前二・寺社奉行宅・町奉行所・和徳村端・弘前町端二・斎藤長門宅・小野若狹宅となっており、場所については原則があったかどうか定かでない。列席の役人については、四判例に記載されているだけでそれぞれ異なり、原則の有無については数少ない判例からは客観性を見出し難い。

右のことから推測ではあるが、申渡しだけは徒目付が担当した場合が多かったのではないかと考える。

(2) 僧侶・神官として不適当な行為をした場合

取調べは入牢・揚屋入りによってではなく、寺社奉行の管轄下で行われたと思われる。寺社奉行は定員二名で、特に官署を設けてあるわけではなく、月番奉行宅に於いて事務が扱われ、寺社奉行の下には寺社役二名・寺社方物書三名・寺社方小使三名の下僚が属し、交代で月番奉行宅

で事務を扱っているのである。(4)すでに述べた(1)に該当する判例では、徒目付による申渡しが多いのに対し、この(2)に該当する判例では、寺社奉行が寺社奉行宅で申渡している場合が圧倒的に多いことから推定できる。ただし、末寺の起した事件を僧録所・修験司頭が直接に取調べたのではないかと思われるものに左のようなものがある。

○曹洞宗長勝寺(申渡人)―長勝寺(申渡場所)……蘭庭院が破戒により、住職取放ち・三物取上げ・脱衣(「日記」寛政六年二月三日の条)。

○浄土真宗真教寺(申渡人)―真教寺(申渡場所)……十三町の浄土真宗願龍寺が相内村の檀家の者達へ迷惑をかけ、末庵の僧侶を一問所に押込んだことなどにより、退院・十三町より三里四方御構(「日記」寛政七年四月一三日の条)。

○修験司頭大行院(申渡人)―大行院(申渡場所)……覺勝院の子大乗院が偽りの添状をつくり、在方へ動化にまわり禁足を申渡された。それにもかかわらず、町方・在方へ寒垢離にまわったので還俗・親へ預り(「日記」文化七年二月二〇日の条。「凶事帳」同日の条)。

次に刑罰を決定するに際しては、前章(2)で述べたように、幕府及び藩の教法法の適用や参照、藩の慣習・先例をもとにしていることである。

但し「日記」寛政九年一〇月一六日の条の判例に、日照田村の観音堂社司奥口左近が、観音堂(飛龍宮のことと思われる)を建築した時に、村人から過分の寄附金を取り立て、これまでにないりっぱな拜殿を造営したということで、社職御取放・赤石組中追放に処せられた。「凶事帳」の同日の条には、

但右体御法令を犯候者明律を参考仕候得者鞭十二三相當候得者、神職之者ニ付、本文之通被仰付候様沙汰申上候、

とあり、明律を参照していることが知られる。このことは、武士・農民・町人に対する判例にも見られるところであり、法の運用についての共通性を指摘できるのである。(5)

第三に申渡しの役人と申渡しの場所については、多数の判例の分析から寺社奉行が寺社奉行宅で申渡しているのが一般的傾向であったといえるが、(6)必ずしも月番の寺社奉行とは限らず、非番のものも担当しているということである。

これ以外には、僧録所・修験司頭―末寺の関係での申渡しがあり、取調べのところで既述したが、次のような場合もあった。

○寺社奉行(申渡人)―寄合場(申渡場所)……耕春院・革秀寺など曹洞宗の寺が、長勝寺の行為に対して徒党を組んで寺社奉行へ訴え、耕春院・革秀寺は預り、藤先寺など五カ寺は閉門(「日記」延宝七年一月二四日の条)。

○家老・寺社奉行(申渡人)―家老宅(申渡場所)……最勝院が御祈禱の請け方(僧侶の人数等)が悪く退院(「日記」享保一二年三月六日の条)。

○徒目付(申渡人)―陸尺長屋(申渡場所)……深浦莊嚴寺の聞岬が徒党を組んで浄土宗寺院の騒動に及んだことで牢居(7)天明五年一月六日の条)。

○寺社奉行(申渡人)―町奉行所(申渡場所)……奥口左近が社職御取放、赤石組中追放。(1)で既述(「日記」寛政九年一〇月一六日の条)。

○徒目付（申渡人）―真教寺（申渡場所）……梅田村教圓寺（浄土真宗）の子理教が継母と結託して実父と不和になり、悪事を行い放蕩し弘前御構、藤崎・柏木両組拂（「日記」享和三年九月一六日の条）。

○寺社役（申渡人）―薬王院（申渡場所）……天台宗薬王院の寺庵寿福院が不調法により隠居（「日記」文化二年三月二三日の条）。

○徒目付（申渡人）―長利薩摩宅（申渡場所）……青女子村の社人館山信濃が、村方争論の際に取りつろつた訴状を提出し、社職取放・居村拂（「日記」文政三年二月九日の条）。

右によれば、申渡場所が僧録所―末寺、最勝院支配―末社等の関係で設定されたのか、延宝七年の長勝寺に関する一件は、長勝寺が曹洞宗の僧録所のため寄合場とし、享保一年の最勝院については藩の修験の惣司であり、真言宗の僧録所であるため家老宅とそれぞれ妥当な場所として設定されたのか。このような申渡人と申渡場所のセットはどのような理由でなされたのか、今後の検討課題であろう。

申渡しの際に列席するメンバーは、犯罪の種類や同時に申渡しを受け人数等によって多少違ってくるであろうが、寺社奉行が寺社奉行宅での申渡しでは、目付・徒目付・足軽目付の列席が原則であったと推定される。

最後に津軽（弘前）藩領の僧録所に対する支藩黒石藩領の末寺との関係についてふれておく。

○徒目付（申渡人）―真教寺（申渡場所）……浄土真宗弘前真教寺の末寺である黒石町感随寺の新発意の勇進が、すでに埋葬した死者を掘り出した行為により、脱衣・大場御構三里四方追放（「日記」安政四年

一〇月二六日の条）。さらに同日の条に次のように記されている。

黒石領諸寺院本山直末之分へ格別、其外弘前表本寺有之分者、其寺院不如法（調）有之節、進退其本寺江夫々相届本寺之裁断ニ可任處、此度感随寺義ニ付、最初より届も無之旨申出有之候間、以來右様意味違之扱無之様被仰付候、此旨黒石役人江可被申通旨町奉行江申遣之、
（傍註筆者）

これは支藩黒石藩領の末寺で無調法があつた場合、必ず本藩弘前藩領の僧録所の真教寺に届出て判断を仰ぐべきであるのに、此度の件では感随寺から真教寺への届出がなされておらず、今後はこのようなことのないようにというものである。右のことから、本藩と支藩間では、宗教の分野でも密接な関係を保つていたことを示すものといえよう。

(3) 正犯と従犯についてく僧侶・神官と俗人が係る場合く

① 僧侶または神官が正犯で俗人（武士・農民・町人等）が従犯の場合大沢村毘沙門宮守の仙光院は、風で折れた境内の杉を伐採することを許可されたが、この機会を利用してそれ以上の杉を伐採して売却し宮守取放。一方、弘前城下鍛冶町の桶屋の勘太郎は、その杉を買い取つたことが発覚して三里四方追放を町年寄宅で町年寄から申渡された（「日記」宝暦一三年九月六日の条）。

十三町の浄土真宗願龍寺が相内村の者達へ迷惑をかけ、末庵の僧侶を一間所に押し込んだこと等により、退院・十三町より三里四方御構（前掲②参照）。願龍寺に協力した十三町の宮崎伝之助と紀国屋久蔵は、鞭刑九鞭と十三町より三里四方追放を十三町端で徒目付より申渡された

(「日記」寛政七年四月一三日の条)。

日照田村の観音堂社司奥口左近が、観音堂の建築に際し村人から過分の寄附金を取り立てこれまでにないりっぱな拜殿を造営し、社職取放・赤石組中追放(「日記」寛政九年一〇月一六日の条。前掲(1)参照)。同村庄屋の市三郎は、奥口に協力して出し渋る村民から強引に寄附金を集めたことで庄屋取放・鞭刑三鞭を日照田村端で徒目付から申渡された(「日記」寛政九年一〇月一六日の条)。

真言宗久渡寺は、寺の修理のために境内の杉を伐採することを許されたが、許可された本数以上を伐採し隠居の上禁足。山役人警固の石岡理左衛門は、桶屋に売った杉の代金を配分し、御給分召上・永之御暇・五里四方追放を評定所で目付より申渡された。また久渡寺役人の今庄左衛門は、久渡寺境内の杉の伐採を直接に指図したことで、鞭刑八鞭・一〇里四方追放・家屋敷取上家財欠所を、小沢村端で徒目付より申渡された(「日記」文化五年八月二一日の条)。

②俗人が正犯で僧侶または神官が従犯の場合

町同心長尾寛助は、日蓮宗本行寺塔頭の受源院の部屋を借りて仲間を集めて博奕を打ち、「日記」の記載が簡略のため明らかではなく、町奉行から申渡されたと推定されるが、御持鍵仲間に役下げとなった。仲間の一人の次郎兵衛は、以前にも博奕を打ったことが発覚し、鞭刑三鞭・三里四方追放を弘前町端で徒目付より申渡された。そのほかに仲間の勝蔵ら五人は、鞭刑三鞭・弘前町拂を同じ場所ですて目付よりの申渡しがあつた(「日記」寛政二年閏四月三日の条)。一方、宿を提供した受源院は退院となっている(「日記」同右の条。第一章(1)参照)。

右述の少ない判例ではあるが、①は僧侶・神官が正犯で俗人が従犯の場合であり、②はその逆のケースである。僧侶・神官は正犯・従犯にかかわらず、前掲(2)で述べたように寺社奉行の管轄で、寺社奉行が寺社奉行宅で申渡すのが一般的傾向であった。

これに対し、俗人は正犯・従犯共に徒目付が町端や村端での申渡し、目付が評定所での申渡し等であった。

③僧侶または神官と俗人が共同正犯である場合

「日記」・「御用格」寛政六年一二月三日の条によれば、曹洞宗蘭庭院が女を寺に宿泊させ、その後二人で湯治に出かけたことにより、長勝寺から住職取放・三物取上げ・脱衣を申渡されたことが見える。それに続いて同日の条に、大場御構・弘前より七里追放、女は弘前・青森より五里四方追放を町奉行宅で町奉行より申渡されているのが記されている。

これは二人を俗人として扱った特殊な判例であろう(前掲(2)、後述第三章(2)参照)。

浄土宗専念寺先住の教淳に勘当されていた弟子の慶淳が、弘前城下の紺屋町で綿屋を営む富蔵の母とねと姦通し、鞭刑一二鞭・還俗、とねは鞭刑一二鞭を弘前町端で徒目付より申渡された(「日記」天保六年七月六日の条。第一章(1)参照)。

二つの判例にすぎないが、この③の場合は、寺社奉行の管轄から切り離されて、俗人を扱う方の管轄に入って処理されるのであろうか。今後の検討を必要とする。

(4) 寺社の刑罰権

津輕藩には幕府朱印地寺社領は存在しないので、藩領の寺社の僧侶・神官が犯罪を犯した場合に、藩主の刑罰権に服していたことは言うまでもない。

僧侶・神官には俗人（武士・農民・町人）とは異なる身分としての閏刑が科されているのが特徴で、申渡しには正刑のみを科した判例は比較的少なく、正刑と閏刑の二重仕置か、閏刑のみの場合が圧倒的に多く、それらの申渡しに際して寺社に刑罰権が認められていたのか、そうであれば藩主の刑罰権とどのように係っていたのかを考察する。

尚、閏刑には僧侶・神官のほかに武士を対象とするものがあり、これについては武士の刑罰として別稿を準備している。

「日記」寛政三年六月七日の条によれば次のように見える。

一今日於津輕主本宅諸寺院江相渡候書付左之通、

口達之覺

近來寺院之内言行反乱破戒同様之不行作之僧侶茂有之趣相聞得候、仍之此度右躰不正之僧侶有之候ハ、(録)禄所触頭ニ而急度法式之通致糺明候様被仰付候、如斯被仰付候上者、萬一(録)禄所触頭ニ而吟味之制道不行届上方御糺被仰付候ハ、(録)禄所触頭之可為越度候間、右之心得を以制道可被致候、

亥六月

右之通今日相詰候寺院江申通寺社奉行方相渡候、白狐寺安定寺江(盛カ)貳通、外ニ寺社奉行為心得相渡候分共都合十三通いづれも腰巻いたし相渡候、其節御用人壹人大目付壹人御目付壹人相詰候儀一昨

日夫々口達ニ而申付之、(傍註筆者)

これは藩の寛政改革に於いて、風俗矯正・綱紀肅正の一環として諸寺院へ示達されたものと思われ、藩主の刑罰権の行使が僧録所・触頭へ命ぜられたことを意味するものであろう。しかし、寛政三年の例が最初であるとはいえず、同年以前にすでに刑罰権が行使されていたであろうことは諸判例から推定し得る。

前掲(1)喧嘩・博奕・窃盜等の犯罪を犯した場合、いわゆる俗界法違反では牢屋や揚屋で取調べを受け、徒目付等から申渡されているのは、農民・町人に対する刑事裁判手続きと同じである。但し閏刑の申渡しに際しては、僧録所等が宗法・寺法・社法を参照し科すべき刑罰を決定したと思われる。刑罰権の行使に際しては、僧録所等が俗人に対する刑罰権に部分的に係っていたといえよう。

(2)僧侶・神官として不適当な行為をした場合、いわゆる教団法違反では牢屋や揚屋での取調べは行われず、寺社奉行の管轄下で審議され、宗法・寺法・社法を参照し、寺社奉行が寺社奉行宅で正刑・閏刑を申渡すのが一般的傾向であったが、僧録所・修験司頭が末寺に対して申渡す場合があり、その他にも様々のケースがあった。その際に、藩主の刑罰権は、寺社奉行・僧録所・修験司頭等を中心に行使されたものといえよう。

但し藩主の刑罰権の行使については、次のような場合があった。即ち住吉宮神官山村伊勢・和泉父子は、藩の宝曆改革が断行された際の綱紀肅正の方針を遵守せず、幕府権力に支えられる京都の吉田家を背景として強固な抵抗をみせた。それは、神職が最勝院による真言宗の両部神道

に属しながら、吉田家より神職裁許状をうけることで、唯一神道にも属するという矛盾をついていたため、京留守居役、江戸藩邸をまきこみ、藩庁が神職組織をめぐって、吉田家と対応を迫られる事件へと発展した。この時に、津軽藩と吉田家との間に緊張が生じたが、まもなく打開策を見出したように思われ、山村父子は藩の寺社奉行より塾居を申渡された¹²⁾。「日記」宝暦十一年三月三〇日の条)。

これは藩領の寺社が藩権力を越えた寺社勢力と結びついた場合には、藩主の刑罰権が藩領の寺社に対し独自に強く行使され難いケースもあつたことの一例である。

(3) 正犯と従犯の関係については、僧侶または神官が正犯で俗人が従犯の場合、その逆の場合にかかわらず、僧侶・神官は俗人とは異なる身分として、藩主の刑罰権の行使を命ぜられた寺社奉行・僧録所・修験司頭等の管轄下にあつたといえる。一方俗人は正犯・従犯にかかわらず、藩主の刑罰権の行使を命ぜられた町奉行等の管轄下に入り処理された。¹³⁾したがって僧侶・神官と俗人は切り離して処理され、最終の刑罰権は藩主にあるにしても、異なる機関で処理されたものであり、これは司法制度の機構の違いによるものであろう。

註

- (1) 拙稿「津軽藩の司法制度史考」(「弘前大学國史研究」第七三・七四合併号所収)
- (2) 拙稿①同右・②「津軽藩の牢屋について」(「弘前大学國史研究」第六四・六五合併号所収)
- (3) 拙稿②参照のこと。

(4) 『弘前市史』(藩政編)二二一～二二二頁

(5) 拙稿「後期刑政の展開」(『津軽藩の基礎的研究』八長谷川成一編 国書刊行会 昭和五九年) 所収) 参照のこと。

(6) 「日記」によれば、申渡人が記されず申渡場所が記されている場合、その逆の場合、両方とも記されていない場合がある(「凶事帳」で判明する場合もあるが)。それでも多数の判例の分析から客観性はあると考える。

(7) 弘前大学の工藤睦男氏は『深浦町史』上巻(昭和五二年刊)の中で、聞宥の一件については追院となつたと述べているが、この判例から同氏の見解は再検討の余地があろう。

(8) 藩の日記役が、寺社奉行のことを寺社役と記載したものと思われる。

(9) 『津軽史事典』三三一頁によれば、弘前八幡宮の社家頭である。

(10) 田中秀和「寺社領の変遷と神仏分離政策の動向」(「弘前大学國史研究」第七九号所収)。氏の論文註(4)に「御用格」 卷八 御目見并登城之部の宝永六年六月九日の条が引用されているが、三カ所の脱漏と誤りがある。

(11) 「日記」寛政六年一月一八日の条にも、ほぼ同内容の記事が見える。

(12) 篠村正雄「山村伊勢同和泉岩淵五郎右衛門尋書」(『津軽藩の基礎的研究』所収) 解題

(13) 註(1) 参照

三 刑罰の種類とその実態

犯罪に対する刑罰の実態についての各藩の研究は非常に少なく、僧侶・神官のそれについては皆無といっても過言ではない。このことは隣接の盛岡藩・秋田藩に対しても言えるところであり、わずかに工藤祐董氏が精力的に八戸藩の判例を紹介しつつあるが、現在までのところ僧侶・神官の判例まではほとんど明らかにされていない。したがって、隣藩との比較研究が困難な現状にあるので、津軽藩の実態を究明する立場から述べることにする。

刑罰の分類の一つに、正刑（農民・町人を主対象）、閏刑(一)（僧侶を主対象）、閏刑(二)（武士を主対象）、これらに対する入墨・晒し・引廻しの付加刑があるが、斬罪・追放等の正刑、隠居・遠慮・慎・閉門・蟄居等の閏刑(二)も僧侶・神官に科せられているので、本稿では便宜上(1)閏刑(2)その他の刑（閏刑(二)を含む）に大別して考察する。なお、末寺・撰社・末社の犯罪に対しては、当然僧録所等へ連坐法が適用されているが、必要に応じてふれることにしたい。

(1) 閏刑

○一宗構……その宗門から除名されることである。ただし一派構、即ちその宗門に属していることはできるが、その中の一派から除名されるものは津軽藩に判例が見当たらない。これらは追院より重い。「日記」寛政九年十一月三日・二九日の条によれば、浄土宗専求院の弟子祐弁が

西光寺に於いて観明院や西光寺らと博奕を打ち、祐弁は宗法（内容不明）によって一宗構となった（第一章(1)及び後述の退院を参照）。

○退院……申渡し後いったん寺へ帰り、僧籍を剥奪してから寺より追放するものである。これに該当するのは、僧侶として日常の行動が良くない意味であらうか、「僧侶不似合」・「不行跡」等と表現された理由が非常に多く、退院だけでなく二重仕置が多い。即ち万蔵寺は退院の上曹洞宗清安寺へ預（「日記」享和二年九月二十六日の条）、報恩寺は退院の上隠居で天台宗袋宮寺へ永禁足（「日記」文化六年九月四日の条）、報恩寺は退院の上寺外隠居（「日記」文化一四年二月七日の条）、龍淵寺は退院の上他出差留（「日記」文政七年二月二日の条）、法源寺は退院の上隠居（「日記」文政一二年一〇月二〇日の条）等がある。

その他に、最勝院が御祈禱の請け方（僧侶の人数等）が悪いため退院（「日記」享保一一年三月六日の条。第二章(2)参照）。十三町の願龍寺が相内村の檀家の者達へ迷惑をかけ、末庵の僧侶を一間所に押し込んだこと等により、退院・十三町より三里四方御構（「日記」寛政七年四月三日の条。第二章(2)(3)参照）。観明院・西光寺が祐弁達と西光寺に於いて博奕を打ち退院（「日記」寛政九年十一月三日の条。一宗構の項、第一章(1)参照）。受源院が博奕の宿を提供して退院（「日記」寛政一二年閏四月三日の条。第一章(1)第二章(3)参照）。浄土真宗円明寺は日常の行動が悪く、酒を飲み過ぎ寺の管理も良くないため禁足となった。それにもかかわらず、日常の行動の改悛がなく、さらに寺の什物を売却したことが発覚して、退院の上隠居（「日記」天保一〇年六月六日の条）。

○追院……申渡し後、直ちに僧籍を剥奪して追放するもので退院より重い。判例は二重仕置である。鯉ヶ沢町の浄土宗法王寺は、僧侶としての行動が良くないので、追院・大所及び御通筋御構となった（「日記」延享二年八月三日の条）。大重院が修験にふさわしくない行為をして薬師堂から追院となり、弘前及び薬師堂、兼平天満宮境内より三里四方御構（「日記」寛延三年五月三日の条）。

板屋野木村の浄土宗大善寺が、深浦荘厳寺の聞宥の事件に荷担し弘前御構・追院（「日記」・「御用格」天明五年十一月六日の条）。

独狐村の日蓮宗感応寺は、以前弘前受源院の住職で博奕の宿を提供して退院となった（退院の項参照）。その後許されて感応寺の住職をしていたが、女を連れ込んだり、また寺の修理と称して境内の松を数十本も許可なく伐採し、弘前御構・追院。僧録所の弘前本行寺は連坐法が適用され禁足（「日記」文化二年五月三日の条）。この判例は追院が退院より重い刑であることを明らかに示しているものである。

曹洞宗永泉寺は、僧侶として日常の行動が悪く、追院・弘前徘徊御構（「日記」文政七年十一月二日の条）等がある。

○還俗・脱衣・社職取放……刑罰としての還俗は、一度僧侶になった者を、再び俗人にかえすことであり、脱衣はその人を僧籍から除くことだといわれるが、次に示す判例から同じ意味に考えたい。社職取放は神官を免職させることである。これらの刑罰も殆ど二重仕置となっている。

還俗については、大行院支配の青森蓮花院が宗法に違反し還俗（「日記」明和元年六月二二日の条）。修験の大乗院が偽りの添状をつくり、在方へ勅化にまわり禁足を申渡された。それにもかかわらず、町方・在

方へ寒垢離にまわったので還俗・親へ預り（「日記」文化七年二月二〇日の条。第二章(2)参照）。専念寺先住の教淳に勘当されていた弟子の慶淳が、弘前城下の紺屋町で綿屋を営む富蔵のところへ来てたびたび酒を飲み、富蔵の母とねと姦通し、鞭刑一二鞭・還俗（「日記」天保六年七月六日の条。第一章(1)第二章(3)参照）。

脱衣は追放刑と結びついた二重仕置の判例が多い。日蓮宗法立寺寺庵の本迹院は日常の行動が悪く、法立寺の教訓に対して耳を傾けず宗派の害になるので脱衣・国外追放（「日記」宝永三年六月三日の条）。真言宗橋雲寺は僧侶として日常の行動が悪く、奪衣・一〇里四方追放（「日記」寛保二年二月九日の条）。天台宗報恩寺塔頭の観明院は、報恩寺の住職の不在中に報恩寺内の取扱方が悪く、また宗法にも違反した行為により奪衣・五里四方追放・大所御構（「日記」宝暦九年閏七月二三日の条）。油川村の浄土宗浄満寺は邪淫戒を破り、脱衣・弘前城下と油川より五里四方追放（「日記」安永三年七月二六日の条）。最勝院末寺の大善院が八幡宮下社家工藤豊後の娘と免と相対死未遂が後に発覚し、脱衣・弘前より五里四方追放・大場御構（「日記」天明二年二月一三日の条。第一章(1)参照）。

曹洞宗京徳寺は、日常の寺務を怠り酒を飲む等の行為により、脱衣・大場御構三里四方追放（「御用格」寛政本一文化六年十一月二六日の条。第一章(2)参照）。天台宗薬王院寺庵の千寿院は、知行米を横領し寺修理の会計不正が発覚して脱衣・大場御構弘前より三里四方追放（「日記」文化七年二月二九日の条）。道心者の向蓮が博奕を打ち、脱衣・鞭

刑三鞭（「日記」文化一二年二月一六日の条。第一章(1)参照）。曹洞宗宝泉院は鳳松院が上京するというお祝いで同院へ行き、酒を飲んで満蔵寺と喧嘩になった。いったん帰ってから満蔵寺へ乗り込んで寺の器物をこわす等の乱妨を働き、脱衣・弘前追放（「日記」天保二年一二月二六日の条）。黒石町の浄土真宗感随寺の勇進が、すでに埋葬した死者を掘り出した行為により、脱衣・大場御構三里四方追放（「日記」安政四年一〇月二六日の条。第二章(2)参照）等である。

右のことから脱衣追放では、三里・五里・一〇里・国外と追放距離が分けられていたこと、幕府では僧侶に科していない鞭刑を伴っていることが知られる。

脱衣の取扱方法については、既述の観明院の場合に、月番の寺社奉行松田兼次郎が自宅で目付・徒目付・足軽目付の列席のもとに申渡し、松田の広間で報恩寺の役僧の了智院が袈裟を脱がせ報恩寺に渡している（同日の条）。浄満寺の場合には、月番の寺社奉行海老名弥門が自宅で目付・徒目付・足軽目付の列席のもとに申渡し、貞昌寺の立合いで貞昌寺の役僧の徳増寺が袈裟を脱がせ貞昌寺に渡している（同日の条）。二つの判例にすぎないが、脱衣は同宗派の僧録所々末寺等の関係者の立合いで取り扱われていたものと思われる。

僧侶の還俗・脱衣に対し、神官の場合は判例に「社職御取上」「社職被召放」「社職御取放」と見え、それに蟄居・追放を付加するなどの二重仕置となっている。

弘前住吉宮・稻荷宮の神主山村伊勢は国法に背き、社職御取上・蟄居（「日記」宝暦一一年三月三〇日の条・第二章(4)参照）。野内村貴船宮

社司の柿崎播磨は、久栗坂の山から許可された以上に木を伐採し、社職召放・蟄居（「日記」安永二年八月八日の条）。浪岡村八幡宮社司の阿部信濃は、浪岡村の戸右衛門に荷担し、同村庄屋の重助を無実の訴状で陥入れようとして社職御取放・浪岡より三里追放（「日記」寛政九年七月一〇日の条）。日照田村観音堂社司の奥口左近が、観音堂を建築した時に村人から過分の寄附金を取り立て、これまでにないりっぱな拜殿を造営したということで、社職御取放・赤石組中追放（「日記」寛政九年一〇月一六日の条。第二章(1)参照）。弘前八幡宮神主の小野若狭は、病身による神社の管理不徹底等により、社職御取放・蟄居（「日記」文化五年八月二二日の条。第一章(2)参照）。青女子村の社人館山信濃が、村方争論の際に取りつくりつた訴状を提出し、社職取放・居村拂（「日記」文政三年一二月九日の条。第二章(2)参照）等がある。

以上述べた判例から言えることは「日記」の記載内容が簡潔であるため、どの程度の犯罪に対して一宗構・退院・追放・還俗等が科されるのか基準を確定しえないということである。

(2)その他の刑

刑罰体系上から、生命刑・身体刑・自由刑・財産刑・名誉（名誉）刑に分類して述べることにする。

○生命刑

盛雲院の海中の弟子儀道が長勝寺の位牌を隠し取って牢前で斬罪を申渡され、そこで刑を執行されたと思われる（「日記」天保一四年一二月九日の条。第一章(1)参照）。

○身体刑

鞭刑は津輕藩では農民・町人に対して執行されたことが、「日記」安永二年閏三月二六日の条に見えるのが最初であり、藩政初期には行われていなかったと思われる。幕府では僧侶・神官に対しては行われておらず、津輕藩では藩政後期になって行われたこともあったことが判明する。

即ち、道心者の向蓮が博奕を打ち、脱衣・鞭刑三鞭を徒目付によって和徳村端で申渡された（「日記」文化二年二月一六日の条。第一章(1)・第二章(1)・前掲(1)参照）。

弘前八幡宮下社家の小野弥門は、宿泊させた三之助が盗んだ玄米のうち一俵を売り、その代金を自分のものにして鞭刑三鞭を徒目付より弘前町端で申渡された（「日記」天保六年二月一六日の条。第一章(1)参照）。

専念寺先住の教淳に勘当されていた弟子の慶淳が、弘前城下の紺屋町で綿屋を営む富蔵のところへ来てたびたび酒を飲み、富蔵の母とねと姦通し、鞭刑一二鞭・還俗が徒目付によって弘前町端で申渡された（「日記」天保六年七月六日の条。第一章(1)・第二章(3)・前掲(1)参照）。

右述の数少ない判例ではあるが、徒目付が村端か町端等で申渡し、見せしめとしてその場で刑を執行したものであろう。

このほかに入墨があるが、主として盗犯に科せられるもので、鞭刑・追放刑の付加刑として行われた。僧侶・神官に対しては入墨が行われたかどうかは不明である。

○自由刑

①牢居（入牢）……深浦莊嚴寺の聞叟が、徒党を組んで浄土宗寺院の騒動に及び牢居（「日記」天明五年十一月六日の条。第二章(2)参照）。

②追放……①国外追放―乳井村の山伏頭多門坊が大行院の娘を殴って

越山となった（「日記」延宝七年五月二二日の条）。そのほか、野内番所より南部口へ追放（「日記」貞享元年二月一〇日の条）、碓ヶ関より越山（「日記」元禄四年二月二二日の条）、脱衣・碓ヶ関より越山（「日記」宝永三年六月二三日の条。前掲脱衣を参照）、御国退去（「日記」享保九年八月一二日の条）等がある。これらは津輕領から他領への追放のことである。安永律（安永四年）が制定される以前には、刑罰は一般的に過酷な傾向にあるが、享保期頃までは国外追放が見られた。

③弘前追放―禰宜町の善八こと神官の伊豫太夫が博奕を打ち、弘前追放（「日記」宝永三年六月二三日の条。第一章(1)参照）。相对死未遂のと免の父最勝院下社家工藤豊後が、縁坐法により、社職追放・弘前追放・家屋敷没収（「日記」天明二年二月一三日の条。第一章(1)参照）。板屋野木村の浄土宗大善寺は、深浦莊嚴寺聞叟の一件（第二章(2)・前掲(1)参照）に荷担して弘前御構・追院（「日記」天明五年十一月六日の条）。宝泉院が満蔵寺と酒を飲んで喧嘩し、満蔵寺の器物をこわし脱衣・弘前追放（「日記」天保二年二月二六日の条。前掲脱衣参照）。

④所追放―真言宗百沢寺庵福寿坊の僧侶が、百沢村の農民に非道を申しかけて押込となった。その後も改悛の様子がなく戒行を破り所追放（「日記」宝永八年四月一六日の条）。兼平村天満宮の常学院が修験不似合の行為につき所拂（「日記」寛延三年五月三日の条）。所追放・所拂は、距離指定のないその場からの追放である。

⑤組中追放―日照田村観音堂社司の奥口左近が拝殿造営の件で社職取放・赤石組中追放（「日記」寛政九年一〇月一六日の条。第二章(1)(3)・

前掲社職取放参照)。教圓寺の子理教が父と不和になり、悪事を働き放蕩し弘前御構、藤崎・柏木両組拂(「日記」享和三年九月一六日の条。第二章(2)参照)。

④居村拂―青女子村の社人館山信濃が、取りつくりつた訴状を提出し、社職取放・居村拂(「日記」文政三年一二月九日の条。第三章(2)・前掲社職取放参照)。

⑤一〇里四方追放―植田村の橋雲寺は僧侶として日常の行動が悪く、脱衣・一〇里四方追放(「日記」寛保二年一二月九日の条。前掲脱衣参照)。距離は植田村から一〇里四方の意味と思われる。

⑥七里追放―曹洞宗蘭庭院が寺に女を数日間宿泊させ、その後二人で湯治に出かけたことにより、長勝寺から任職取放・三物取上げ・脱衣を申渡された(「日記」寛政六年一二月三日の条。第二章(2)(3)参照)。これによって俗人にもどったわけだが、同日の条及び「御用格」によれば、右の申渡しに続いて町年寄が町年寄宅で大場御構・弘前より七里追放と見えている。したがって七里追放は僧侶の身分に対してのものではないことになり、特殊な判例といえよう。

⑦五里四方追放―大行院の弟子正覺が、盗みを働き弘前五里四方追放(「日記」享保一七年四月一日の条。第一章(1)参照)。そのほかに、弘前・賀田村より五里四方追放(「日記」寛延元年一二月三日の条。第一章(1)参照)、奪衣・五里四方追放・大所御構(「日記」宝暦九年閏七月二三日の条。前掲脱衣参照)、脱衣・弘前城下と油川より五里四方追放(「日記」安永三年七月二六日の条。前掲脱衣参照)、五里四方追放「日記」嘉永七年八月二六日の条。第一章(1)参照)等がある。

⑧三里四方追放―長利唐之助が社職不似合の行動等により、御給分を召し上げられ弘前より三里四方追放(「日記」宝暦四年四月二六日の条)。そのほかに退院・十三町より三里四方御構(「日記」寛政七年四月一三日の条。第二章(2)(3)・前掲退院参照)、社職取放・浪岡より三里追放

(「日記」寛政九年七月一〇日の条。前掲社職御取放参照)、脱衣・大場御構・三里四方追放(「御用格」文化六年一二月二六日の条。第一章(2)・前掲脱衣参照)等がある。

以上あげた追放の種類は、国外追放・弘前追放・所追放・組中追放・居村拂、距離の差をつけた一〇里・七里・五里・三里追放があり、それらに社職取放・脱衣・大場御構・退院・追院等と組み合わせた二重仕置となっているのが非常に多いことである。

⑨閉門……居宅の門を閉じ、昼夜共に出入りが許されないものである。曹洞宗長勝寺が城下の末寺に対し、筋が通らない勤方を申しつけたので、耕春院・革秀寺が中心となって寺社奉行へ訴えた。そのため、上述の二カ寺以外の藤先寺・常源寺・海蔵寺・梅林寺・清安寺及びその他の末寺が閉門(「日記」延宝七年正月二四日の条)。

⑩遠慮……門は閉じるが、潜門は引寄せて置けばよく、夜に出入りすることは許される。修験の千手・常覚の二人が、大行院の修験に対する取り扱いが悪いと江戸へ訴え出た。大行院は遠慮(「日記」寛延四年一月二一日の条)。猿賀村神宮寺の工藤左太夫・小野丹波・奈良岡出雲は、深沙権現の神主工藤筑前が悴の筑後への相続に際し、不正な取り扱いをしたことで遠慮(「日記」明和三年一月三〇日の条)等がある。

⑪押込……一室内に閉じこめ、門には戸をたて外からの接見や音信を

禁止した。俗に座敷年といったものもこれにあたる。弘前熊野宮下社家長利伊豫の倅左仲は、日常酒を飲み過ぎ行動も悪く、親の監督のもとに三〇日間の押込（「日記」天保一四年二月一八日の条）。そのほかに、前掲②追放の④所追放で述べた福寿坊の僧侶に対する押込もある。

⑥預……未決囚に対するものでなく、既決囚を預けるものである。権家へ取り入り不常の祈祷をしたことで、大行院は隠居とし大善院へ、小野若狭は隠居で斎藤長門へ、山辺但馬は隠居で山辺丹後へそれぞれ預となった（「日記」天保一〇年八月六日の条）。③閉門の項で述べたが、耕春院は田名部安右衛門へ、革秀寺が三浦与次右衛門へそれぞれ預。前掲①退院の項で述べた万蔵寺が退院で清安寺へ預。前掲①還俗の項での大乘院の還俗・親へ預等があり、二重仕置が多い。

⑦慎……閉門に似ているが、それよりやや軽く三〇日間といわれる。長利薩摩が京都へ行った際に、現地で病気になったと称して再三の暇願いを申し出て、その間に官職の相統交渉をしていたことが発覚し、隠居の上一間所へ生涯慎（「日記」天保五年一〇月三日の条）。儀道が長勝寺から位牌を盗み斬罪を申渡されたが、これは長勝寺が管理不行届により起きたものとして、長勝寺は連坐法により慎とだけ見える（「日記」天保一四年一二月九日の条。第一章(1)参照）。日蓮宗法立寺塔頭の本迹院は、寺内の管理が悪く一月一五日に慎を申渡され（「日記」嘉永六年一月一八日の条）、二月一五日に御免となったが（「日記」同年一二月一七日の条）、原則通りの三〇日間である。その他に多数の判例が見られるが、慎の日数は不明なのが多い。

⑧禁足……天台宗報恩寺は日常の行動が悪く、飲酒及び破戒により退院の上隠居となり、猿賀村の天台宗神宮寺へ引き取られての永禁足を申

渡され、天台宗薬王院・日蓮宗本行寺・曹洞宗隣松寺と清安寺も同様の罪につき、退院の上隠居で各寺々へ永禁足（「日記」文化六年九月四日の条）。しかし、同一一年三月一四日の条によれば退院は御免と見える。本行寺隠居の弟子秀禅は、母が津軽を出奔し秋田領で結婚していたことを知り、秋田領まで出かけて行った件により三〇日間の禁足（「日記」天保三年四月三日の条）。禁足の期間については、右のほか四日・六日・八日・一六日・一九日・二〇日等と「日記」に散見するが二重仕置は少ない。禁足は慎の一種であろうが、刑罰の内容を確定し得ない。

○財産刑

欠所は付加刑として科せられる没収刑である。工藤豊後が娘と免の相對死未遂による縁坐法の適用で、社職取放・弘前追放で家屋敷没収（第一章(1)参照）、となった判例はあるが、多数の判例に欠所はほとんど見えない。それは「日記」の記載方法が簡潔なことによるのかも知れない。また過料は判例に全く見えず、科せられなかったのではないかと思われる。

○榮譽（名譽）刑

①隠居……隠居には自発的なものがあるが、ここでのいう隠居は刑罰として強制的に隠居を命ずる場合を意味する。

④隠居―最勝院末寺の大善院が、八幡宮下社家工藤豊後の娘と免と相對死未遂事件を起した時に、最勝院が表沙汰にならないように取り結んだことで隠居（「日記」天明二年二月一三日の条。第一章(1)参照）。そのほかに判例は杖拳に暇がないが、隠居の上禁足（「日記」文化五年八月二一日の条）、隠居の上一間所へ生涯慎（「日記」天保五年一〇月二三

日の条。前掲⑦慎参照)も隠居の刑に含まれると思われる。

②寺外隠居……浄土宗誓願寺は、寺の再建に努力しないばかりか檀家の者達とも和合せず寺外隠居(「日記」明和三年一〇月二六日の条)。このほかに多数の判例があり、さらに「退院の上隠居」と記されている判例も多数見られ、「日記」の簡潔な内容から断定しかねるが、寺外隠居に含められると思われる。ただし、①「隠居」の判例に、隠居の上退院(「日記」天保一〇年六月六日の条)、隠居の上法類へ預(「日記」天保一二年閏正月三日の条)と見えるものも寺外隠居と見なし得るか、今後の検討が必要であらう。

③押隠居……曹洞宗の弘前耕春院と黒石保福寺は、龍淵寺隠居の海音を迎えるために出家と俗人の二人を遣したが、彼等は両寺からいわれた通り、途中で海音へ旅の費用も持たせず捨てて逃げ帰ったので、海音は再び大坂へ戻った。そのほか両寺には、僧侶にあるまじき行為もあり押隠居(「日記」安永三年正月二七日の条)。浄土宗貞昌寺塔頭の円城寺は、日常の行動が悪く破戒に及び、持寺を取放たれ押隠居(「日記」文化八年二月四日の条)。押隠居は、①隠居より強く厳しいものと思われるが、簡略な判例からは①と③の区別が明らかでない。

④蟄居……閉門と同じく一室内に蟄居させられるが、本人だけの刑で家族は門の出入りが自由である。弘前住吉宮・稲荷宮の神主山村伊勢は国法に背き、社職御取上・蟄居、忤の和泉は同様の罪で蟄居(「日記」宝曆一一年三月三〇日の条。第二章(4)参照)。そのほかにも多数見られる。

⑤叱……正刑の中で最も軽い刑で「日記」に散見するが、次の再犯の

項に含めて述べることにする。

○再犯について

刑の加重事由として再犯がある。ある犯罪によって刑を科せられ、その執行中、または執行後に、さらに他の犯罪を犯すのを再犯と呼んだが、この場合には刑が加重されるのが例であった。いくつか判例をあげると次のようなものがある。

百沢寺寺庵福寿坊の僧侶が、百沢村の農民に非道を申しかけて押込となったが改悛が見られず、その後戒行を破って所追放(「日記」宝永八年四月一六日の条。前掲自由刑②追放の③所追放参照)。

真言宗教聞寺堂守の最勝院寺庵大善院は、僧侶として日常の行動が悪く禁足となったが、慎しむ様子が見えず隠居(「日記」天保一〇年一〇月六日の条)。

日蓮宗法立寺は、僧侶としての行動が悪く安政四年に叱を申渡されたが慎しむ様子もなく、その後も僧侶として行ってはならぬ事をし出かし、さらに良くない者達との交際があり、退院の上寺外隠居(「日記」安政六年一月六日の条)。

石川村の修験忠学は、日常の行動が悪く叱を申渡されたが、改悛の様子も見られないので脱衣・還俗となった(「日記」文化一四年六月二七日の条)。「日記」文化一四年二月六日の条によれば、

一於取上御仕置場申渡之覺

石川村修験忠學事當時

幸吉

我儀當四月廿三日之夜石川村庵寺江忍入、庵主光山を打殺品々盜取候趣相聞入牢之上詮議之処、相違無之旨及白状言語同断不届至極之者ニ付、町中引廻之上磔行ふもの也、

右檢使御馬廻金清藏勤之、
(傍註筆者)

右述によれば、再犯によって還俗となり俗人に差し戻されたわけであるが、その後同年四月二三日の夜に石川村の庵寺へ侵入し、庵主の光山を殺害して盗みを働いた余罪が新たに判明し、弘前城下を引廻された後に、取上御仕置場で磔になったものと考えられる。これは文化律、項目「六三、盜賊御仕置之事」中の条文、

「御定書・安永・寛政之御例斟酌

一 盜ニ忍入人を殺候者 當人 磔(下略)」⁽¹⁸⁾

の適用と思われる。この事件は、修験の身分であった時の犯罪と思われる(「修験忠學事當時幸吉」とあり、多少疑問もあるが)、俗人に戻ってからの申渡しと推定され、特殊なケースであろう。

以上述べたことから、その他の刑に關しても、どの程度の犯罪に対して如何なる刑罰を科すのか基準を確定し得ないことは、(1)閨刑の場合と同じである。次に特徴的なのは、生命刑の磔・獄門・火罪・死罪・下手人等の極刑を科された判例(右のような例外的なものはあるが)がほとんど見当たらないことである。このことは、僧侶・神官は仏や神に仕える者として、俗人のような凶悪事件までは起さなかったからであろう。

註

- (1) 「八戸工業高等専門学校紀要」第一三号(第二〇号)
- (2) 大所は大場のことと思われ、御通筋はここでは西浜街道のことです

あろう。

(3) 奪衣と記されている判例はこのほかにも見えるが、脱衣と同じ意味と思われる。

(4) 事件の顛末は、篠村正雄氏「山村伊勢同和泉岩淵五郎右衛門尋書」

(『津輕藩の基礎的研究』所収)を参照されたい。

(5) 拙稿「津輕藩の司法制度史考」(「弘前大学國史研究」第七三・七四合併号所収)参照のこと。

(6) 拙稿「津輕藩『御刑罰御定』の成立に關する基礎的考察」(『青森県—その歴史と經濟—』昭和五三年V所収)

森県—その歴史と經濟—』昭和五三年V所収)

(7) 大円寺末庵で古義真言宗の淨清庵のことと思われる(『青森県の地名』平凡社 昭和五七年 五二〇頁)

(8) 「要記秘鑑」第三二。第一章註(4)参照

むすび

以上、三章に互って津輕藩の僧侶・神官に対する刑罰について述べてきたが、まとめると次のようになる。

最初に俗界法と教団法については、(1)津輕藩の僧侶・神官を対象とする刑罰規定は、俗界法としての安永律には見えないが寛政律や幕府法の影響が強い文化律には見えている。判例にはこれらを参照しての申渡しと、兩律の農民・町人を主対象とする規定を適用及び参照しての申渡しとがあった。一方、僧侶・神官に対する藩内での慣習・先例による申渡しも見られた。したがって農民・町人に対するのと同様に兩律の適用と

慣習・先例による申渡しの二本立であったのである。

(2) 津軽藩の教法には、寺社に対しての延宝九年の「条々」一三カ条、「長勝寺苑の寛永一年の「禅宗法度之条々」五カ条と寛文二年の「条々」五カ条があるが刑罰規定はない。「日記」によれば、他の宗派にも宗法はあったものと推定される。藩の判例には、幕府の寛文五年「諸社禰宜神主法度」五カ条と「諸宗寺院法度」九カ条を参照し、右にあげた藩の教法の適用もしくは参照しての申渡しが見られる。また明和七年に定本が作成された幕府の特別刑法典「寺社方御仕置例書」が、適用或は参考とされた申渡しもあった。そのほかに藩独自の慣習・先例による申渡しがあり、(1)の場合同様二本立であったのである。

次に司法制度については、断片的ではあるが次のようになろう。津軽藩には幕府朱印地寺社領は存在しないので、藩領の寺社の僧侶・神官が犯罪を犯した場合、幕府刑罰権の及ぶところではなかった。

(1) 喧嘩・博奕・窃盗等の場合は、取調べは文化二年以前では牢屋で行われたと思われる。同二年一〇月に揚屋が牢屋敷の一郭に設置されてからは、原則としてここで行われるようになった。申渡人と申渡場所は、セットとして全ての判例に記されていないので明確にし得ないが、申渡人だけは徒目付の場合が多く、刑事裁判手続は農民・町人に対するのと同じである。但し閏刑の申渡しに際しては、僧録所等が宗法・寺法・社法を参照し科すべき刑罰を決定したと思われる。刑罰権の行使に際しては、俗人に対する刑罰権に部分的に係っていたといえよう。

(2) 僧侶・神官として不適当な行為をした場合は、取調べは入牢・揚屋入りではなく、寺社奉行の管轄下で行われたと思われる、寺社奉行が寺社

奉行宅で申渡すのが一般的傾向であった。その際藩主の刑罰権は、寺社奉行・僧録所・修験司頭等を中心に行使されたものといえよう。但し藩領の寺社が藩権力を越えた領域外の寺社勢力と結びついた場合には、藩主の刑罰権が藩領の寺社に対し独自に強く行使され難いケースもあった。

(3) 僧侶または神官が俗人と組んで犯罪を犯した場合、僧侶・神官は正犯・従犯共に寺社奉行の管轄で、寺社奉行が寺社奉行宅で申渡すのが一般的傾向であった。この時には、俗人と異なる身分として、藩主の刑罰権の行使を命ぜられた寺社奉行・僧録所・修験司頭等の管轄下にあったといえる。これに対し俗人は、正犯・従犯にかかわらず徒目付が町端や村端での申渡し、或は目付が評定所で申渡すなどであった。この際には、藩主の刑罰権の行使を命ぜられた町奉行等の管轄下に入り処理された。したがって僧侶・神官と俗人とは切り離して処理され、最終の刑罰権は藩主にあるにしても、異なる機関で処理されたものであり、これは司法制度の機構の違いによるものであろう。

第三に刑罰の種類とその実態については、刑罰体系上からの分類を基準にして僧侶を主対象とする閏刑とその他の刑とに大別して考察したが、刑罰の種類は幕府のそれとほぼ共通する。

(1) 閏刑には、一宗構、退院、追院、還俗・脱衣・社職取放があるが、「日記」の記載内容が簡潔であるため、どの程度の犯罪に対しこれらの刑罰が科せられるのか基準を確定し得ないということである。

(2) その他の刑には、生命刑(斬罪)、身体刑(鞭刑)、自由刑(牢居・追放・閉門・遠慮・押込・預・慎・禁足)、財産刑(欠所)、荣誉刑(隠居・塾居・叱)があるが、どの程度の犯罪に対して如何なる刑罰を

科するの基準を確定し得ないことは、(1)閏刑の場合と同じである。但し特徴的なのは、生命刑の磔・獄門・火罪・死罪・下等人等の極刑を科された判例がほとんど見当たらないことである。このことは、僧侶・神官は仏や神に仕える身として、俗人のような凶悪事件までは起きなかつたからであろう。

× × ×

最後に、諸藩の僧侶・神官に対する刑罰の具体的な研究がほとんど見られない現状から、特に津輕藩と隣藩との比較研究を必要とすることが残された課題の一つである。

△付記▽ 本稿執筆に際し、弘前大学国史研究会の方々から種々ご教

示をいただき、心から謝意を表します。

(青森県立弘前実業高等学校教諭)